

議案第 6 4 号

渋川市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 1 2 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 渋川市都市計画税条例（平成 1 8 年渋川市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 1 5 項を第 1 6 項とする。

附則第 1 4 項中「又は第 1 5 条の 3」を「、第 1 5 条の 3 又は第 6 1 条」に改め、「第 1 5 条の 3 まで」の次に「若しくは第 6 1 条」を加え、同項を附則第 1 5 項とする。

附則第 1 3 項中「附則第 5 項及び第 7 項」を「附則第 6 項及び第 8 項」に、「附則第 5 項及び第 8 項」を「附則第 6 項及び第 9 項」に、「附則第 6 項、第 8 項及び第 9 項」を「附則第 7 項、第 9 項及び第 1 0 項」に、「附則第 8 項から第 1 0 項まで」を「附則第 9 項から第 1 1 項まで」に、「附則第 1 0 項」を「附則第 1 1 項」に、「附則第 1 1 項」を「附則第 1 2 項」に改め、同項を附則第 1 4 項とする。

附則第 1 2 項中「附則第 1 0 項」を「附則第 1 1 項」に改め、同項を附則第 1 3 項とし、附則中第 1 1 項を第 1 2 項とし、第 1 0 項を第 1 1 項とする。

附則第 9 項中「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 1 0 項とする。

附則第 8 項中「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 8 項とし、附則中第 4 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 1 5 条第 4 7 項の条例で定める割合）

4 法附則第 1 5 条第 4 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3

分の2とする。

第2条 渋川市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第15項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

理 由

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(第1条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則 <u>(法附則第15条第47項の条例で定める割合)</u> <u>4 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> <u>5 (略)</u> <u>6 (略)</u> <u>7 (略)</u> <u>8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</u> <u>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のもの</u>に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。 <u>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるもの</u>に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商</p>	<p>附 則 <u>4 (略)</u> <u>5 (略)</u> <u>6 (略)</u> <u>7 附則第5項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第5項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 <u>8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のもの</u>に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第5項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。 <u>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるもの</u>に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第5項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商</p>

業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額市計画税額」という。）とする。

11 （略）

12 （略）

13 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第11項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

14 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第12項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

15 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。

16 （略）

業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額市計画税額」という。）とする。

10 （略）

11 （略）

12 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第10項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

13 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3 _____ の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで _____」とする。

15 （略）

渋川市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(第2条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則 (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p>15 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>附 則 (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p>15 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p>